

## 令和3年度 実施方針の策定の見通しの公表について

滋賀県  
令和3年4月

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

事業の名称	事業期間（予定）	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部局
東北部工業技術センター施設整備事業	事業契約日から 令和7年3月まで	東北部工業技術センターの統合移転に伴い実施する施設更新について、設計・建設を行う。	滋賀県米原市梅ヶ原2230	令和3年12月（予定）	商工観光労働部 モノづくり振興課